

一般財団法人 富山陸上競技協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人富山陸上競技協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、富山県の陸上競技界を統轄し、代表する団体として富山県の陸上競技の普及と振興並びに競技力向上を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及及び振興に関すること。
- (2) 陸上競技の競技力の向上に関すること。
- (3) 陸上競技の指導者の養成に関すること。
- (4) 陸上競技の全国競技大会等に対する代表参加者の選定及び派遣に関すること。
- (5) 陸上競技の調査及び研究に関すること。
- (6) 陸上競技に関連する刊行物の発行及び情報の提供に関すること。
- (7) 富山県における陸上競技の大会及び記録会の開催に関すること。
- (8) 当法人の登録会員に関すること。
- (9) 陸上競技の審判員の養成及び資格の認定に関すること。
- (10) 陸上競技の施設及び用器具の検査並びに公認の申請に関すること。
- (11) 陸上競技の富山県記録を始めとする記録の公認及び日本記録の公認の申請に関すること。
- (12) その他、当法人の目的達成のために必要な事業に関すること。

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、官報に記載する方法により行う。

(公益財団法人日本陸上競技連盟への加盟)

第7条 当法人は、富山県の陸上競技界を統轄する唯一の団体として、公益財団法人日本陸上競技連盟に加盟する。

- ② 当法人は、公益財団法人日本陸上競技連盟が定める加盟金を毎年支払う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第8条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を当法人のために拠出する。

(基本財産)

第9条 当法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産をもって構成する。

- ② 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって代表理事が管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとする時及び基本財産から除外しようとする時は、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第11条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならないこと。これを変更する場合も同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益決算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属証明書

- ② 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
- ③ 第1項の書類のほか監査報告書を主たる事務所に据え置くとともに、定款を主たる事務所に置くものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条 当法人には、評議員3名以上10名以内を置く。

- ② 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- ② 評議員会は評議員のうちから評議員会議長1名及び評議員会副議長1名を選任する。
- ③ 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の計5名で構成する。
- ④ 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
- (1) 当法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む、以下同じ)の業務を遂行する者又は使用人
- (2) 過去に前項の規定になったことのある者

- (3) 1号又は第2号に該当する者の配偶者、3等親内の親族、使用人(過去に使用人になったことのある者も含む)
- ⑤ 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- ⑥ 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補とした理由
 - (3) 当該候補者と、この法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- ⑦ 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が1名以上出席し、且つ、外部委員が1名以上が賛成することを要する。
- ⑧ 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて補欠の評議員を選定することができる。
- ⑨ 前項の場合には、評議員選定委員は次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
 - (4) 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する

(任 期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結する時までとし、再任を妨げない。
- ② 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- ③ 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第16条 評議員は無報酬とする。
- ② 前項の規定に拘わらず、評議員にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第2節 評議員会

(構 成)

- 第17条 評議員会は全て評議員をもって構成する。

(権 限)

第18条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の帰属
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 加盟団体、加入団体及び協力団体の脱会の承認
- (7) 評議員会議長1名及び評議員会副議長1名の選任及び解任
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令に定められた事項

(開 催)

第19条 評議員会は、定時評議委員会として毎事業年度終了3ヶ月以内に開催するほか、臨時評議員会は必要がある場合は、開催することができる。

(招集権者)

第20条 評議員会は、法令で特段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- ② 評議員、代表理事に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれにあたる。評議員会の議長に事故あるときは、評議員会副議長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決 議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

- ② 前項全段の場合において、議長は評議員として決議に加わることができない。
- ③ 第1項の規定に拘わらず次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- ④ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合においてその事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- ② 議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名捺印しなければならない。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員の設定)

第27条 当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上35名以内
- (2) 監事2名以内
- ② 理事のうち3名以内を代表理事とする。
- ③ 代表理事のうち1名を会長とし、会長以外の代表理事を副会長とする。また、理事のうち専務理事1名、常務理事3名を置くことができる。
- ④ 前項の会長、副会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- ② 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選任する。
- ③ 理事のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係にある者の合計が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- ④ 監事には、当法人の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む)及び評議員(親族その他特殊の関係にある者を含む)並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- ③ 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- ④ 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を毎行事年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとし、再任は妨げない。

- ② 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了までとする。
- ③ 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次の各号の一つに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、評議員で決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員解職)

第33条 代表理事及び業務執行理事が、次の各号の一つに該当するときは、理事会において、特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分2以上の決議により、この職を解くことができる。この場合は、理事会で決議する前にその代表理事又は業務執行理事に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。
- (3) その他、前各号に準ずる重要な事由があるとき。

(役員報酬)

第34条 理事及び監事は無報酬とする。

- ② 前項の規定に拘わらず、理事及び監事にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第2節 理事会

(構成)

第35条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第36条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- (5) 顧問の選任及び解任
- (6) 専門部長及び専門部員の選任及び解任
- (7) その他、法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第37条 理事会は、代表理事又は業務執行理事が招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

②前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第41条 代表理事又は業務執行理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別な利害関係を有する理事を除く理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示した時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時はその限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した時は、その事項を理事会に報告する必要はない。

② 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43号 理事会の決議については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

② 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名捺印する。

第5章 顧問

(顧問)

第44条 当法人に、顧問を置くことができる。

② 顧問は、当法人の会長、副会長歴任者及び専務理事等、当法人の振興・発展に貢献のあった者の中から理事会の決議を経て、代表理事が任命する。

③ 顧問は、当法人の目的に応じた業務運営について、代表理事の諮問に応じる。

④ 顧問の任期は4年とし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任は妨げない。

⑤ 顧問は無報酬とする。

第6章 専門部

(専門部)

第45条 当法人の事業遂行のために、理事会の決議に基づき専門部を置くことができる。

② 前項の専門部の部長及び部員は、理事会において選任及び解任する。

③ 第1項の専門部規定は、理事会において別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第46条 当法人は事務遂行のために、事務局を設置し、必要な職員を置く。

- ② 職員は代表理事が任命する。
- ③ 職員は、有給とすることができる。
- ④ 事務局の組織、運営及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第8章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- ② 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(余剰金の処分制限)

第48条 当法人は、余剰金の分配をすることはできない。

(解散)

第49条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(余剰財産の帰属)

第50条 当法人が清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9条 補則

第51条 この定款で定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成26年3月31日までとする。

(最初の事業計画等)

第53条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定に拘わらず、設立者の定めるところによる。

(設立時の評議員)

第54条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

松本 壽夫	駒井 進一	石川 道範	嶋田 利隆
鶴山 博之	田知本 義行	北島 幸則	

(設立時役員)

第55条 当法人設立時理事、設立時代表理事及び監事は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

野上 浩太郎	志甫 秀文	石坂 寿人	森野 泰夫
川腰 齊	北川 鉄人	川岸 利光	荒木 正志

川島 茂	前田 芳孝	笠原 寿人	石田 智也
松平 輝之	椎名 稔	島崎 清光	新田 広司
渋谷 一男	金森 勝	平 重雄	長谷川 悟
藤原 洋	津川 俊雄	長谷 基	安井 末吉
福島 洋樹	赤井 章	大懸 誠愉	

(2) 設立時代代表理事

野上 浩太郎

(3) 設立時監事

新中 隆志

山田 義成

(設立者の氏名・住所)

第56条 設立者の氏名・名称及び所在地は、次のとおりである。

富山県富山市堀川町444番地2

野上 浩太郎

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

公益財団法人 日本陸上競技連盟

代表理事 河野 洋平

(法令の遵守)

第57条 定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人富山陸上競技協会を設立のため本定款を作成し、設立者野上浩太郎及び公益財団法人日本陸上競技連盟が次に記名押印する。

平成25年4月1日

設立者 野上 浩太郎 ⑩

設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟
代表理事 河野 洋平 ⑩

財産目録

住 所 富山県富山市堀川町444番地2

設立者 野上 浩太郎

拠出財産及びその価格 現金100万円

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

公益財団法人 日本陸上競技連盟

拠出財産及びその価格 現金200万円